

千葉市新清掃工場建設工事建築工事等

施工監理業務委託

特記仕様書

令和3年6月

千葉市

目次

第1章 業務概要

- [1. 1 業務名称](#)
- [1. 2 履行場所](#)
- [1. 3 委託期間](#)
- [1. 4 業務の目的](#)
- [1. 5 対象施設の概要](#)
- [1. 6 適用](#)

第2章 業務仕様

- [2. 1 用語の定義](#)
- [2. 2 適用基準等](#)
- [2. 3 資格要件](#)
- [2. 4 業務内容](#)

第3章 提出書類等

- [3. 1 業務の着手](#)
- [3. 2 作業計画書](#)
- [3. 3 提出書類](#)
- [3. 4 業務実績情報の登録](#)
- [3. 5 資料等の貸与](#)

第4章 打合せ等

- [4. 1 打合せ及び記録](#)
- [4. 2 申請書類の照査及び指導](#)
- [4. 3 報告](#)
- [4. 4 土地への立ち入り等](#)
- [4. 5 検査](#)

別表1 資格等一覧

別表2 施工監理業務区分表

第1章 業務概要

1. 1 業務名称

千葉市新清掃工場建設工事建築物等施工監理業務委託

1. 2 履行場所

千葉市若葉区北谷津町347番地

1. 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

1. 4 業務の目的

本業務は、千葉市が発注する千葉市新清掃工場建設工事に係る施工監理業務を委託するものである。

受注者はプラント設備工事を除く工事について、技術的な確認（調査・検討を含む。）業務を主とする。また、監督職員の行う工事の受注者等に対する指示、承諾又は協議に際して事前調査又は確認等を行い、監督員へ報告することにより、円滑な工事の完成に努めるものとする。

1. 5 対象施設の概要

- 1) 対象施設名称 新清掃工場（仮称）
- 2) 敷地の場所 千葉市若葉区北谷津町347番地
- 3) 施設用途 ごみ焼却場
- 4) 計画施設規模 195t/日×3炉（585t/日）
- 5) 炉形式 シャフト炉式ガス化溶融方式
- 6) 延べ面積 建築物：22,426㎡
工作物：942㎡
- 7) 履行期間 令和8年3月31日まで

1. 6 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築物等施工監理業務委託共通仕様書」令和2年版 千葉市都市局建築部（以下「共通仕様書」という。）による。共通仕様書に定めた標準業務、特別業務の内容の確認及び検討の詳細な方法については、監督職員の指示によるものとする。

なお、各書類間に相違がある場合は、原則、委託契約書の約款、技術提案ヒアリングにおける質疑応答書、技術提案書、設計図書（仕様書及び質問回答書）の順に優先する。

第2章 業務仕様

2. 1 用語の定義

特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。また、特記仕様書に定めのない場合は、共通仕様書による。

- (1)「立会い」とは、受注者が工事の設計図書等の内容どおりに施工又は製作されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、それぞれの施工等に立会うことをいう。
- (2)「確認」とは、監督職員が工事の施工等に関する工事の受注者等への指示又は承諾した事項及び設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうかを受注者が確認することをいう。なお、確認は、試験、目視、計測の各行為を現場立会い又は工事の受注者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。
- (3)「調査・検討」とは、受注者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。以下、調査、検討も同意語とする。
- (4)「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書をいう。

2. 2 適用基準等

受注者は、施工監理業務の実施に当たり、次によるものを適用する。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) ごみ処理施設性能指針
- 3) 都市計画法
- 4) 循環型社会形成推進基本法
- 5) 環境基本法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 水質汚濁防止法
- 8) 騒音防止法
- 9) 振動規制法
- 10) 悪臭防止法
- 11) 建築基準法
- 12) 土壌汚染対策法
- 13) ダイオキシン類対策特別措置法
- 14) 千葉県環境保全条例
- 15) 千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 16) 千葉県下水道条例

- 17) 千葉県環境保全条例
- 18) 水道法
- 19) 下水道法
- 20) ガス事業法
- 21) 電気事業法
- 22) 消防法
- 23) 航空法
- 24) 河川法
- 25) 砂防法
- 26) 文化財保護法
- 27) 電波法
- 28) 建設業法
- 29) 道路法
- 30) 計量法
- 31) 労働基準法
- 32) 労働安全衛生法
- 33) 宅地造成等規制法
- 34) 高圧ガス保安法
- 35) 電気通信事業法
- 36) 電気用品保安法
- 37) 毒物及び劇物取締法
- 38) 熱供給事業法
- 39) 千葉市火災予防条例
- 40) 日本工業規格 (J I S)
- 41) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- 42) 日本電機工業会規格 (J E M)
- 43) 日本電線工業会標準規格 (J C S)
- 44) 日本水道協会企画 (J W W A)
- 45) 空気調和・衛生工学会規格 (S H A S E)
- 46) 日本塗料工業会規格 (J P M A)
- 47) 日本照明工業会規格
- 48) 電気設備技術基準・内線規程
- 49) 電力会社工事規程
- 50) 電力会社電気供給規程・内線規程
- 51) 土木工事標準示方書
- 52) 日本建築規程及び鋼構造計算基準

- 5 3) コンクリート標準示方書
- 5 4) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）
- 5 5) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 工事監理指針（建築・電気・機械）
- 5 6) 国土交通大臣官房庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図
- 5 7) 国土交通大臣官房庁営繕部設備・環境課監修 建築設備計画基準
- 5 8) 国土交通大臣官房庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
- 5 9) 国土交通大臣官房庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気・機械）
- 6 0) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）
- 6 1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月）
- 6 2) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成 8 年）
- 6 3) 火力発電所の耐震設計規程（平成 21 年）
- 6 4) 建築設備耐震設計・施行指針（2014 年度版）
- 6 5) （一社）公共建築協会 各工事施工チェックシート（建築・電気・機械）
- 6 6) 建築基礎構造設計基準・同解説
- 6 7) 日本建築学会、土木学会、日本道路協会による指針・示方書など
- 6 8) クレーン等安全規則
- 6 9) クレーン構造規則
- 7 0) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 7 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 7 2) 建設廃棄物処理ガイドライン
- 7 3) 石綿障害予防規則
- 7 4) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- 7 5) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）
- 7 6) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
- 7 7) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
- 7 8) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
- 7 9) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
- 8 0) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- 8 1) 建築物の解体工事等から発生する地中に残った基礎杭に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて」（14 廃対第 492 号平成 14 年 8 月 20 日）
- 8 2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 8 3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な収集及び運搬について（環廃産発 040729001 平成 16 年 7 月 29 日）
- 8 4) フロン排出抑制法
- 8 5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

- 86) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 87) 農地法
- 88) 有線電気通信法
- 89) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 90) ボイラ構造規格
- 91) 圧力容器構造規格
- 92) 日本油圧国業界規格（J O H S）
- 93) 建築工事監理業務委託共通仕様書（令和2年版 千葉市都市局建築部）
- 94) 千葉市土木工事共通仕様書
- 95) 千葉市土木工事監督技術基準
- 96) 千葉市土木工事監督事務処理要領
- 97) 受注者提出書類の手引き（建築設計業務・調査業務編）
- 98) 受注者提出書類の手引き（工事編）
- 99) 土木工事書類作成マニュアル
- 100) 千葉市新清掃工場建設及び運営事業入札説明書
- 101) 千葉市新清掃工場建設及び運営事業要求水準書
- 102) その他関係する法令、条例、規則、規格、基準など

2.3 資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格等を有する主任技術者等を適切に配置すること。

ア 主任技術者

新清掃工場建設事業の入札説明書及び提案書の内容を的確に掌握するとともに、施工監理についての高度な技術能力及び経験を有する者若しくは監督職員がそれと同等の能力があると認めたとする。

イ 担当技術者

新清掃工場建設事業の入札説明書及び提案書の内容を的確に判断するとともに、施工監理についての技術能力及び経験を有する者若しくは監督職員がそれと同等の能力があると認めたとする。

各技術者の資格要件は下表による。

技術者区分		資格	経験	備考
主任技術者		A	G	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 ・他の技術者区分の技術者と兼任することはできない。
担当技術者	意匠	B	H	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・意匠、構造で複数名配置する場合は、少なくとも1名は左記の「資格」及び「経験」を有していること。
担当技術者	構造	B	H	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠の担当技術者は、構造及び解体、植栽の担当技術者と兼務してもよい。 ・構造の担当技術者は、意匠及び解体の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	解体	B	H又はI	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・解体の担当技術者は、意匠及び構造の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	建築電気設備	C	J	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・複数名配置する場合は、少なくとも1名は左記の「資格」及び「経験」を有していること。 ・他の技術者区分の技術者と兼任することはできない。

技術者区分		資格	経験	備考
担当技術者	建築機械設備	D	K	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・複数名配置する場合は、少なくとも1名は左記の「資格」及び「経験」を有していること。 ・他の技術者区分の技術者と兼任することはできない。
担当技術者	外構	E	L	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・複数名配置する場合は、少なくとも1名は左記の「資格」及び「経験」を有していること。 ・外構の担当技術者は、植栽の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	植栽	F	M	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」又は「経験」のいずれかを満たすものとする。 ・複数名配置する場合は、少なくとも1名は左記の「資格」及び「経験」を有していること。 ・植栽の担当技術者は、意匠又は外構の担当技術者と兼務してもよい。

※資格及び経験の詳細は別表1「資格等一覧」による。

2. 4 業務内容

施工監理業務の委託内容は下記のとおりとする。

- ・ 建築（杭工事含む） ・ 建築電気設備 ・ 建築機械設備
- ・ 解体 ・ 外構 ・ 植栽

詳細については、別表2施工監理業務区分表に従い、以下の業務を処理すること。

なお、業務にあたっては、設計図書一式を熟知した上で臨むものとする。

主任技術者等の従事期間は下記による。

区分		従事予定期間	監理区分
主任技術者	-	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	意匠	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	構造	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	解体	契約締結日の翌日～令和4年10月31日	非常駐
担当技術者	建築電気設備	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	建築機械設備	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	外構	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐
担当技術者	植栽	契約締結日の翌日～令和8年3月31日	非常駐

(1) 工事関係図書及び施工承諾申請図書を設計図書に照らして調査・検討する業務

- ア 施工図等の調査・検討
- イ 材料及び仕上見本等の調査・検討
- ウ 電気設備及び機械設備の機械器具の調査・検討
- エ プラント工事と競合する部分の調査・検討

(2) 施工計画を調査・検討する業務

- ア 施工計画を要求水準書、環境影響評価書、事業提案書に照らして調査・検討する。
- イ 施工計画書及び実施工程表の調査・検討
- ウ 関連工事（プラント工事）との調整業務

(3) 工事の確認及び報告等

- ア 工事が設計図書の内容等に合致するかどうかの確認
 - (I) 工事の受注者等の行う工事が、設計図書等の内容に適合しているか否かについて設計図書の定めによる確認のほか、目視、抽出及び工事の受注者等が作成した施工記録簿等による確認を行う。また、その結果を監督職員に報告する。
 - (II) 前項の確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。
 - (III) 工事の受注者等が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督職員に報告する。
 - (IV) 前項の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、
 - (イ) 及び前項に準じて取り扱う。
 - (V) 工事の受注者等の行った工事が、設計図書等の内容に適合していないと認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を監督職員に報告する。
- イ 工事の受注者等に対する工事の指導伝達

受注者は、工事の施工等に関し、監督職員が必要と認めた事項については工事

の受注者等に対し、指導又は伝達しなければならない。

ウ 確認のための立会い

工事の受注者等の行う工事等が、設計図書等の内容に適合しているか否かについての確認は、原則として工事現場等での立会いによるものとする。

なお、以下に該当する場合は、立会いによらず、書面による確認とすることもできる。

(I) 同一の材料、機械、工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合であっても、原則として全数確認する。ただし、監督職員に承認を受けた上で、その初回の施工にあたっては立会いによる確認を行い、対象工事の規模、回数を考慮し、適切な時期を抽出し、必要な回数の立会いを行うこともできる。

(II) 監督職員と協議し、承認を受けた場合

(4) 工事現場の安全管理の確認等

ア 受注者は、工事の受注者等が行う工事現場の安全管理が適切であるか否かについて確認し、その結果を監督職員に報告する。

イ アの結果、緊急を要する場合は、緊急措置について、工事の受注者等に指導伝達し、その経緯を監督職員に報告する。

(5) 工事の受注者が提出する書類及び竣工図等の調査

ア 設計図書の定めにより、工事の受注者等が提出する書類及び竣工図等について、その内容が適切であるか否かを調査し、その結果を監督職員に報告する。

イ 前項の調査の結果、適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

(6) その他必要に応じて行う業務

ア 工事変更に伴う設計図書の調査・検討、確認及び報告

イ 工事の受注者等の質疑に対する助言、資料の提供

(7) 工事検査の立会い

受注者は、対象工事の請負契約書及び要求水準書の規定に基づき千葉市によって実施される部分払いに係る検査、中間技術検査及び完了検査等に立会う。

(8) 工場立会い検査

必要に応じて、工場検査に立会うものとする。

(9) 月定例会議等の運営に関する協力

ア 受注者は、月定例会議及び工種ごとの分科会に出席しなければならない。

イ 受注者は、月定例会議及び工種ごとの分科会の円滑な運営に資するため、監督職員に協力しなければならない。

第3章 提出書類等

3. 1 業務の着手

受注者は、契約締結後、14日以内に着手届を提出し、業務等を着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務の実施のため監督職員との打ち合わせを行うことをいう。

3. 2 作業計画書

受注者は、監理作業計画書を契約締結後、14日以内に監督職員へ提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。

監理作業計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

(1) 業務一般事項

ア 業務の目的

イ 監理作業計画書の適用範囲

ウ 監理作業計画書の適用基準類

エ 監理作業計画書に内容変更が生じた場合の処理方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処理方法を明確にした上で、その内容を記載する。

(2) 業務作業工程計画

「作業予定表」を作成する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(3) 業務体制

ア 受注者側の管理体制

「作業スタッフ組織表」に氏名、所属、技術者区分、連絡先等必要事項を記載する。

イ 業務運営計画

①月定例会議（原則として月1回とする。）及び工種ごとの分科会（必要に応じて実施する。）等の開催に係る事項（出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項）を記載する。月定例会議及び工種ごとの分科会等に出席できない場合は、受注者が施工状況の把握のための方法について記載する。

②協力会社を定めた場合及び複数の職種で施工監理業務を行う場合には、相互の連絡調整の方法及びその責任者などを記載する。

③その他、監督職員から別に指示がある場合、指示内容に応じた運営計画を記載する。

ウ 技術者等の経歴

「主任技術者選任届」「担当技術者選任届」に必要事項を記載する。

エ 業務フロー

(4) 業務の実施方法等

対象となる建築物の概要、業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間について記載する。

(5) 施工監理の実施状況等の報告

工事と設計図書との照合の方法及び施工監理の実施状況に関する報告の方法について記載する。

(6) 契約に関する事項

報酬の額、支払い時期及び契約の解除に関する事項について記載する。

(7) 個人情報管理責任体制

個人情報保護に関する体制及びその内容について記載する。

(8) 業務方針

仕様書に定められた施工監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受託者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

3. 3 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額500万円以上の業務について、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督員の承諾を受けること。また、業務完了後に速やかに登録を行う。

3. 4 資料の貸与等

(1) 資料の貸与

- ・設計図書一式（要求水準書、質問回答書、事業提案書及び実施設計図書等）
- ・環境影響評価書

(2) 工事の受注者が提出する書類

受注者は、以下の表に定める書類及び監督職員が別途指示する書類で、必要なものを工事の受注者に提出させ確認する。

	項目	備考
工事関係図書	下請け業者関係書類（施工体制台帳等）	
	月間及び週間工程表	
	工事進捗状況報告書（写真付）	
	工事報告書	

		項目	備考
		(各種届出書、各種調査報告書等)	
		廃棄物処理委託契約書及びマニフェスト	
		交付申請書等(許認可申請書等)	
		工事説明用パンフレット	
		その他指示する図書	
施工承諾申請図書		承諾申請図書一覧	
		土木・建築及び設備機器詳細図	
		施行要領書、施工計画書、施工図	
		検査要領書	
		計算書、検討書	
		打合せ議事録	
		その他必要な図書	
完成図書	建設工事	竣工図	
		竣工図縮小版	
		竣工原図及びCADデータ	
		仕様書	
		取扱い説明書	
		試運転報告書	
		引渡性能試験報告書	
		単体機器試験成績書	
		機器台帳	
		機器履歴台帳	
		打合せ議事録	
		工程ごとの工事写真及び竣工写真	
		施設の長寿命化のための施設保全計画	
	完成時の航空写真		
	工事記録映像		
	解体工事	工事記録映像	
		解体後地下部分存置図面	
		掘削範囲及び埋戻図	
		整地図面	
	他	循環型社会形成推進交付金関係書類	
その他指示する図書			

第4章 打合せ等

4. 1 打合せ及び記録

(1) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監理作業計画書に定める時期
- ウ 監督職員又は主任技術者が必要と認めたとき
- エ その他（本事業以外のものとの調整が必要なとき）

(2) 受注者は施工監理業務が適切に行われるよう、工事の受注者等と定期的かつ綿密に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(3) 別に発注する「千葉市新清掃工場建設工事プラント設備工事施工監理業務委託」の受注者と相互に連携し、新清掃工場建設工事が滞りなく進捗するよう、協力及び調整を行うものとする。

なお、「千葉市新清掃工場建設工事プラント設備工事施工監理業務委託」の履行期間は、令和3年4月1日～令和8年3月31日（うち、プラント設備工事施工期間：令和5年12月1日～令和8年3月31日）である。

4. 2 申請書類の照査及び指導

(1) 受注者は、施工監理業務の実施に当たっては、千葉市が行う関係官公署及び関係機関への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、関係官公署等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに協力するものとする。

(2) 受注者は、関係官公署及び関係機関との打ち合わせを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督職員に報告しなければならない。

4. 3 報告

(1) 受注者は、以下の書類を作成し、月毎にとりまとめて監理業務報告書とし、書面で監督職員に提出するものとする。

なお、監理業務報告書については、原則として翌月のはじめに監督員に提出するものとする。

ア 施工監理業務月報

主要な月間の施工監理業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に施工監理業務の内容を簡潔に記載する。

イ 施工監理業務日報（実績）

施工監理業務日報に、業務従事日の監理業務内容について、簡潔に記載する。

ウ 記録写真

受注者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し、整備する。

エ 打合せ議事録

監督職員等及び工事の受注者等との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。

オ 報告書

別表の監理業務処理区分に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し、関係書類とともにとりまとめる。

(2) 業務完了時においても業務の対象となる工事が継続している場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を監督職員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

ア 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件等）

イ 業務完了時における施工状況等

4. 4 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、業務を実施するため私有地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

4. 5 検査

(1) 業務を完了したときは、「完了届」を提出する。

(2) 成果物は監理作業計画書及び監理業務報告書とする。提出部数は5部とし、併せて電子データ（CD）を2枚提出する。

別表1 資格等一覧

		項目
資格	A	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者であり、かつ、次の資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士を8年以上有する者
	B	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士 ・ 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士
	C	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 ・ 一級電気工事施工管理技士 ・ 電気主任技術者（第三種以上）
	D	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 ・ 一級管工事施工管理技士
	E	<p>道路工事又は清掃工場の構内道路工事に係る施工監理業務を遂行した経験を有し、かつ次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）又は技術士補（建設部門） ・ 一級土木施工管理技士または二級土木工事施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者

		項目
資格	E	・ R C C M又は R C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
	F	植栽工を含む造園工事に係る施工監理業務を遂行した経験を有し、かつ次のいずれかの資格を有する者。 ・ 一級造園施工管理技士 ・ 二級造園施工管理技士の資格を取得後、4年以上の実務経験を有する者
経験	G	地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注したごみ発電施設を有する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の建築物の建設工事に係る施工監理業務を遂行した経験を有する者
	H	以下に示す実務経験相当の能力を有する者。 ・ 大学卒業後4年以上 ・ 短期大学、高等専門学校卒業後4年以上 ・ 専修学校卒業後4年以上 ・ 二級建築士として4年以上
	I	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日（厚生労働省基発第401号の2）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事に係る施工監理業務を遂行した経験を有する者。
	J	公共団体（国及び地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む））が発注した建築物の電気設備工事に係る監理業務3か所以上の実務経験を有する者。
	K	公共団体（国及び地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む））が発注した建築物の機械設備工事に係る監理業務3か所以上の実務経験を有する者。
	L	道路工事又は清掃工場の構内道路工事に係る施工監理業務を遂行した経験を有し、かつ次のいずれかの経験を有する者とする。 ・ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。 ・ 道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者。
	M	植栽工を含む造園工事に係る施工監理業務について、次のいずれかの経験を有する者。 ・ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。 ・ 造園関係の技術的行政経験を10年以上有する者。 ・ 公共施設に係る植栽工を含む造園工事の施工監理業務を遂行した経験を有する者。

別表2 施工監理業務区分表

項目	受注者				
	立会い	調査・検討	確認	報告	伝達・指導
官公署等への届出手続等	※	○			
工事实績情報の登録		○			
関連工事との調整		○			
疑義に対する協議等		○		○	
設計変更・工事中止等		○	○	○	
建設副産物の処理	※		○		
関係者への広報等		○			
設計図書不適合の場合の 改造義務及び破壊検査等	○	○	○	○	
工事現場定例会議等	○				
品質管理		○			
工事の記録（打合せ、各種施工、工事写真）		○			
安全確保			○	○	※
緊急時の措置	○	○		○	
既存部分の養生		○			
材料等の見本確認（使用材料の確認）		○			
材料検査等	○		○	○	
アスベスト含有建材の取扱い		○			
技能資格者・技術者の資格等の照合		○			
事前調査		○			
工法等の提案		○		○	
工事検査の立会い	○		○	※	
有害物質を含む材料の処理		○			
仮設物の設置等		○			
仮設物撤去等		○			
製作者及び専門工事業者 （公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年度版 6.4.1及び7.1.3による）		○			

項目	受注者				
	立会い	調査・検討	確認	報告	伝達・指導
試験結果が不合格の場合の措置		○	○	○	
官公署による検査立会い等	○			○	※
工事目的物の損害		○		○	
工事関係図書		○		○	
施工承諾申請図書		○		○	

※は必要に応じて行うことを意味する。